

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福島県相馬郡飯舘村

2 構造改革特別区域の名称

大いなる田舎・までいライフいいたて推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

飯舘村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1)地勢

福島県の北東部に位置する飯舘村は、東西15.2km、南北18.1km、総面積230.13km²で、阿武隈山系北部の標高220～600mに生活基盤を有し、総面積の75%が山林を占めているものの山地の傾斜は緩やかで、西から東に流れる真野川、新田川、飯樋川、比曾川の流域に耕地が開かれ、20の集落が点在している。

(2)気候

気候は年平均10℃、年間降雨量は1,300mm前後で、夏は涼しく過ごし易く、冬の降雪量は30cm程度と少ないものの、標高が高いため寒冷地に属し、厳冬期には氷点下15℃を記録することもあり、5月中頃まで晩霜がみられる。また、数年おきに、6月から夏場に発生する太平洋岸の典型的な「やませ」の気候の影響を受ける、冷害の常襲地帯に位置している。

(3)沿革

藩政時代には相馬藩に属し、行方郡山中郷31ヶ村で構成され、沿岸部と内陸部を結ぶ塩の道として陣屋を置き栄えてきた。

昭和31年9月に2村が合併して飯舘村となり、平成16年に48年を迎えた。

人口は、昭和31年合併時の11,403人をピークに減少を続け、最近では6千人台後半で推移しているものの減少傾向にある。

(4)むらづくり

飯舘村のむらづくりは村民参加による内発的な活性化を基本としてきた。

昭和55年夏の大冷害は、一粒の米も実らない厳しいものであった。

昭和58(1983)年に策定した第3次総合振興計画に「緑とふれあいの村・農村楽園(カントリーパラダイス)」を掲げ、冷害に強い生産基盤として畜産を振興し、村おこしのシンボルとして黒毛和種の肉用牛(飯舘牛)の産地形成と銘柄確立を図った。

飯館牛の牛肉宅配事業「ミートバンク」は全国から1,400件の申込みがあり、交流イベント「牛肉フェスティバル」や都市住民の受入である「ふるさとの家」及び「山がっこう」の事業に波及した。交流により訪問者が多くなるに伴い、牛肉のアンテナショップとして「ステーキハウスいいたて」を整備し、また都市交流の拠点施設として「宿泊体験館きこり」を整備し、第三セクター方式で運営している。

さらに、平成6(1994)年に策定した第4次総合振興計画においてグリーンツーリズムの推進を掲げ、「村民の森あいの沢」にオートキャンプ場や遊歩道を整備するとともに、平成13年以降全国から俳句を募集して50句を選句し「あいの句碑」として公園内に配置するなど交流基盤の整備を進めてきた。

農業の生産面では、雨よけハウスによるキュウリやチェリートマト、インゲンなどの夏野菜や、トルコギキョウ、カスミソウなどの花卉の振興に力を入れ、また黒毛和種の繁殖牛振興策として「かあちゃん牛飼い事業」を推進し女性の営農への参加意欲の高揚を図るとともに、冷害を克服する営農を推進してきた。

しかし、山間高冷地に位置する飯館村は平地に比べて農業を営む条件が厳しく、かつ農業後継者の農家離れにより高齢化が進み、度重なる冷害や農作物の作付け転換などにより耕作放棄地が増加し、農業生産額は大きく減少してきた。

また、観光資源に乏しい飯館村では、観光客を受け入れる機会が少なく、農村文化や自然など旅人にとって有効な地域資源の存在に目を向ける農業者が少なく、伝統芸能をはじめ、耕作地や山林資源などが衰退し放棄されることによって、農村の原風景の維持が困難となることが懸念されている。

5 構造改革特別区域の意義

都市住民が農村に期待するものとして、安全で安心な食の生産現場としての農村生活体験であり、農村に滞在して農家の人々と交流することで生まれるふるさとづくりであると言われる。

しかし、観光資源に乏しい飯館村では、地域や農の営み・農村文化・自然などの資源特性を活かしながら都市住民を受け入れられるような農家民宿の事業への取り組みはなく、農家レストランは1軒が開業したばかりで、村を訪問・滞在したいという人々の要求を満たすことが出来ないうえ、受入側である農家のグリーンツーリズムに対する概念も漠然としている。

飯館村は過疎と高齢化が進展しているが、一方で豊かな食文化を育んできており、農家の暮らしにおいては、野菜を主とする自給農産物による地域ならではの伝統食や、直売所における農産加工品の販売など、地産地消を日常的に取り組んでおり、安全で安心な食を観光資源として捉えようとする新たな価値観が芽生えている。

このような流れの中で、構造改革特別区域の特例措置である「特定農業者による濁酒

の製造事業」を活用し、都市住民が農家レストランや農家民宿において農村の暮らしを体験できる場を提供し、その資源を通して旅人や都市生活者との交流共生を図ることで農村の食文化が見直され、農の営みとしての農村の暮らしに光が当たり、人の行き交う地域として飯館村の活性化が図られる。

さらに、飯館村が「大いなる田舎・までいライフいいたて推進特区」として滞在型のグリーンツーリズム事業に着手することにより、新たな農家レストランや農家民宿等を目指す起業農業者が増えることが予想され、飯館村の活力が再興される。

飯館村におけるスローライフとしての「までいライフ」(注1)は、都市住民との交流の接点として、新たな価値を生む可能性を秘めており、特区計画により村民の中に自発的に芽生えているグリーンツーリズムへの取り組みが促進され、交流の素材となる農家民宿や農家レストランの起業を支援することにより、交流の拡大による活性化が推進される。

(注1)「までいライフ」とは、スローライフをより肯定的・積極的に捉え、「手間ひまを惜しまず、丁寧に、時間をかけて、じっくりと、心を込めて、つつましく暮らす」時代の流れに左右されない飯館流の暮らし方を表す言葉。

6 構造改革特別区域計画の目標

・「までいな暮らし」を実証し交流人口を増やす

飯館村は、平成16(2004)年に策定した第5次総合振興計画の指針を「スローライフ」と定め、時代の流れに左右されない飯館流の暮らし方を提唱している。

「までい」とは、手間ひまを惜しまず、丁寧に、時間をかけて、心を込めて、じっくりと熟成されることを表す言葉で、平成26(2014)年度を目標年次とした第5次総合振興計画の中で、この理念に基づく暮らしを「までいな暮らし」と位置づけ、「大いなる田舎・までいライフいいたて」をキャッチフレーズに掲げた。この計画の中で、農村の持つ多面的な価値を発掘・再発見し、農村生活を体験できる環境を整備して、都市との交流を推進する施策を重点事業に掲げており、「スローライフ」=「までいな暮らし」を柱として、手作りの、心のこもった、つつましい、飯館流グリーンツーリズムを推進し、農村の暮らしを提案することを目指している。

こうした理念を踏まえ、地域資源として昔から伝わる農家の食べ物や濁酒(いわゆる「どぶろく」)を農家レストランや農家民宿等において提供し、多彩な地産農産物の加工や農業体験の受入など、グリーンツーリズムの推進により交流人口を増やしていく。

飯館村は、この構造改革特別区域により、第5次総合振興計画の5つの柱である「人と地域のつながりを“までい”に」「からだと大地を“までい”に」「家族の絆を“までい”に」「食と農を“までい”に」「人づくりを“までい”に」を具体化するため、都市との交流を基盤に起業を目指す人材の育成や新たな産業の育成を図り、「までいな

暮らし」を実践する村民と都市住民が相互に交流共生する大いなる田舎として、活力ある農村地域となることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 農家のやる気を喚起

農家レストランや農家民宿等を新たに開業する農業者の出現は、食や伝統芸能などの農村文化を引き継いできた村人にとって明るい希望となり、飯舘村が目標とする「までいな暮らし＝までいライフ」を実証する機会となり、農家のやる気を喚起する。

(2) 農村の価値の再発見

都市と同じような利便性を求めてきたことへの反省と、成長社会から持続可能な社会への模索など、農村社会における暮らしの見直しが進められている。

飯舘村では、「農」と積極的にかかわり「自然と暮らす」あるいは「自然に暮らす」ことの大切さを訴え、のんびり・ゆったり・気兼ねなしの、農村らしいもてなしによって熟成される飯舘流グリーンツーリズムを推進することで、とかく評価が低いと思われていた農村の食文化としての濁酒(いわゆる「どぶろく」)や伝統的な祭りなど、村人の農の営みが都市住民との交流素材となり、新たな価値を生む。

(3) 新規起業の農家レストランや農家民宿において郷土食・濁酒(いわゆる「どぶろく」)・地産農産物等の消費の拡大

・新規起業

	現在	平成17年度目標	平成20年度目標
農家レストラン等の開業件数	0件	1件	5件
自家製による濁酒製造件数	0件	1件	5件

(4) 都市との交流により農業体験など農村の多面的な価値の発見と再構築

・観光客の増加

	平成15年度実績	平成17年度目標	平成20年度目標
宿泊客数	5,549人	5,800人	6,300人
日帰り客数	133,000人	135,000人	150,000人

8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 特定事業に関連する事業

大いなる田舎・までいライフいいたての推進

- ・ 飯館村グリーンツーリズム研究会が主体となり、高原野菜やソバなど農作物の作付けや収穫、調理体験、きのこのほだ木や、炭など林産物の製造加工体験、高原の花のドライフラワー・あけびのつる細工・倒木のクラフト体験など、農家を訪問して農村生活がまるごと体験できる滞在型グリーンツーリズムのメニューの整備をすすめる。
- ・ 農家に伝わるおばあちゃんの知恵などを活かして、昔ながらの暮らしの良さや楽しさを再発見し生活に取り入れて「までいライフ」を推進する。

農家民宿の開業支援

- ・ 飯館村ではこれまで、観光とはあまり縁がないと思われてきた。しかし、農業を中心とした村人の暮らしは、祭りや伝統芸能をはじめ食文化など多くの地域資源を内在している。これらの地域資源に目を向け、農としてのなりわいを体感できる農家民宿を飯館村の新たな産業活動として位置づけ、モデル農家の選定や農家改修を支援して農家民宿業を育成し、都市住民との交流・体験型の観光を創出するために農家民宿の開業を支援する。

濁酒を取り入れて農村観光事業の展開

- ・ 農家民宿や農家レストラン等において、グリーンツーリズムで来訪する都市住民に、地域に昔から伝わる凍み餅などの農家の食べ物や濁酒(いわゆる「どぶろく」)を提供し、魅力ある農村観光事業を展開する。
- ・ 村内各地域で行われる「収穫感謝祭」など、農業に関する祭事が数多く催され、村外からの来訪者も多いので、これらの祭りやイベント等において特定農業者が製造する濁酒を提供できるように取り組み、地域の活性化につなげる。

地産地消の推進

- ・ 地域にある農産物を村民が主体となる「までいな直売所」などで販売するほか、昔から伝わる農家の食べ物である凍み大根や凍み豆腐など、多彩な農産物を加工保存して調理する田舎料理や、濁酒(いわゆる「どぶろく」)等を提供することにより、来訪者とともに豊かな農村の暮らしを共有する。

有機的な循環型農業の推進

- ・ 農家の複合営農に取り入れられている繁殖牛や肥育牛の糞尿を、完熟堆肥化して農地に還元し、有機的な循環型農業の確立を図る。

「までいライフ」情報の発信

- ・ 農村の多様な資源を活かして「までい」な暮らしを实践する村民を発掘、顕彰す

るとともに、飯舘村が発行する広報紙や「いいたて村まつり」などのイベントを通して、豊かな農村の暮らしを都市住民に発信し、交流を促進する。

(2)全国的に行われる規制緩和の活用

農林漁業体験民宿業を営む施設における客室面積用件の緩和

農林漁家が農林漁業体験民宿業を営む施設については、旅館業法施行令第1条及び第3条第1項に規定する簡易宿泊所の面積用件を適用しないこと。

宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について

農家民宿を含めた宿泊施設が、当該宿泊施設における宿泊サービスの一環として行われる送迎のための輸送に関する緩和措置。

(別紙)

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館、民宿、農家レストラン、飲食店など)を併せ営む農業者(以下「特定農業者」という。)で自ら生産した米を原料として濁酒(いわゆる「どぶろく」)を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

大いなる田舎・までいライフいいたて推進特区(飯舘村全域)内で特定農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒(いわゆる「どぶろく」)を製造し、提供・販売する。

この場合において本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項(最低製造数量基準(年間6k1))の規程は、適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

農村社会の中で累々と育まれている食文化や伝統芸能などの価値が見直されており、モノより豊かな心を求める都市住民が、農村に住む人々の豊かな暮らし方を求めている。都市住民が農家を訪問して農村の文化を共有するという交流の現場を創造し、都市と農村の共生の観点からも、当該規制の特例措置は必要である。

(2) 規制の特例措置の内容

飯舘村における「までいライフ」は地産地消への取り組みでもあり、当該規制の緩和は、農家民宿や農家レストラン等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒(いわゆる「どぶろく」)を製造することが可能となる。また、小規模ながらも新たな農家の起業を喚起し、農村の食文化を活かした取り組みの広がり、地域の活性化につながることを期待できるため、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。